

工事関係担当課長 様

契約検査課長

市発注工事における社会保険等未加入対策の変更について（通知）

このことについて、本市では下請契約報告事務取扱要領及び宇城市公共工事請負契約約款を一部改正し市が発注する全ての建設工事において社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを禁止する取組を段階的に実施しています。

つきましては、令和3年10月1日の約款改正後から実施する取組に係る事務手続きを下記のとおり変更しましたので適切に運用されますようお願いいたします。

記

1 取組の内容

下請契約を締結する工事において、受注者は原則として社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととし、市発注工事の建設工事における下請業者から社会保険等未加入建設業者を排除する。

2 社会保険等未加入建設業者の定義

建設業許可を有する者で、次のいずれかの届出の義務を履行していない者をいう。ただし、当該届出の義務が無い者を除く。

- (1) 健康保険法第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法第7条の規定による届出

3 社会保険等未加入建設業者の確認方法

工事担当課の監督員は、下請業者について受注者から提出された施工体制台帳（下請約報告事務取扱要領に定める別記様式2をいう。以下同じ。）及び再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。すべての加入状況が「加入」又は「適用除外」であれば、社会保険等未加入建設業者に該当しないものとする。

4 一次下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

- (1) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない理由の請求
 - ① 工事担当課の監督員は、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを速やかに契約検査課に送付する。
 - ② 契約検査課は、受注者に対し、様式1-1により当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（様式2（以下「理由書」という。））を速やか（概ね7日以内）に提出するよう通知する。

- ③ 受注者から理由書が提出された場合は、契約検査課及び工事担当課は、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行い、受注者が当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて判断する。
- なお、理由書が提出されなかった場合は、当該特別の事情を有しないものとする。

(2) 受注者に対する通知

① 特別の事情を有すると認められる場合

契約検査課は、受注者に対し、様式3-1により当該特別の事情を有すると認められた旨を通知するとともに、併せて一定の指定期間内（概ね30日以内）に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（様式4（以下「確認書類」という。））を提出するよう求める。

なお、受注者から指定期間内に確認書類が提出されなかった場合は、様式5-1により約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

② 特別の事情を有すると認められない場合

契約検査課は、受注者に対し、様式6により特別の事情を有するものと認められない旨及びその理由に併せて、約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

なお、理由書が提出されなかったことにより、特別の事情を有しないものとみなした場合は、様式7により約款の規定に違反している旨及び違約罰の請求予告を通知する。

5 二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

(1) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない理由の請求

① 工事担当課の監督員は、施工体制台帳（再下請負通知書を含む）の写し及び下請契約書の写しを速やかに契約検査課に送付する。

② 契約検査課は、受注者に対し、様式1-2により、社会保険等未加入建設業者に社会保険等に参加することを指導するよう通知するとともに、当該通知を行った日から30日以内に、確認書類又は理由書を提出することを求める。

この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかった場合には、約款第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨併せて通知する。

ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は理由書の提出期間を様式3-2により60日（当該下請負人が二次以外の場合は90日）に延長することができる。

③ その後、受注者から理由書が提出された場合は、契約検査課及び工事担当課は、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行い、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて判断する。

なお、理由書が提出されなかった場合は、特別の事情を有しないものとみなす。

(2) (1) ②に定める期間内に確認書類が提出されなかった場合の受注者に対する通知

① 理由書から特別の事情を有すると認められる場合

契約検査課は、受注者に対し、様式3-3により当該特別の事情を有すると認められた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求める。

② 理由書から特別の事情を有すると認められない場合

契約検査課は、受注者に対し、様式5-2により特別の事情を有するものと認められない旨及びその理由に併せて、約款の規定に違反している旨及び違約金の請求予告を通知する。

なお、理由書が提出されなかったことにより、特別の事情を有しないものとみなした場合は、様式5-3により約款の規定に違反している旨及び違約金の請求予告を通知する。

6 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した受注者に対する指名停止等

(1) 契約検査課は、受注者に対して違約金として違約金の請求を行ったときは、宇城市工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱の別表第1の4（契約違反等）に該当するとして同要綱第12条第1項により、総務部長に報告を行う。

(2) 総務部長は、(1)の報告を受け、同要綱に基づき市長が指名停止を行った場合、直ちに関係機関（市の機関に限る。）の長に通知する。

(3) 工事担当課は、(2)の定めによる指名停止の通知があった場合は、工事成績評定の減点に必要な対策を行う。

7 その他

(1) 最終的に提出された施工体制台帳（再下請負通知書を含む）の写し、下請契約書の写し、理由書及び確認書類は、契約検査課において、契約関係図書の一部として保存する。

(2) それぞれの下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあつては、上記4から8の規定に準じて取り扱う。

問合せ先
総務部 契約検査課
監理検査係
木崎
(内線1306)